

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1	会議名	令和2年度 姫路市自然保護審議会
2	開催日時	令和3年1月27日（水曜日） 9時00分～15時00分
3	開催場所	四郷町坂元、四郷町見野、奥山、西今宿5丁目、網干区新在家及び 網干南公園ふれあいの館2階会議室
4	出席者又は欠席者名（敬称略／50音順）	（出席者）上野哲郎、金治義子、古角孝之、常盤真功、松下陽子、圓尾哲也、毛利幸弘、 山中理央、吉村陽 （欠席者）渡部美智余 （事務局）公園部長 澤田勝也、公園緑地課長 竹田敏朗、同課長補佐 福田喜信、 同主任 谷垣佳昌
5	傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人0名
6	議題及び結論等	【議題】 （1）保存樹候補樹木の指定について （2）保存樹の指定解除について 【結論】 （1）候補樹木中、4本が指定可、21本が指定不可とする。 （2）2本の保存樹について指定の解除とする。
7	会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

1 局長挨拶

2 新委員紹介

常盤委員を紹介

3 議題

(1) 現地視察

ア 視察内容

四郷町坂元、四郷町見野、奥山、西今宿5丁目及び網干区新在家の保存樹候補樹木等がある7箇所視察

イ 現地説明概要

今回の審議は、管理者から申し出のあった四郷町坂元、四郷町見野、奥山、西今宿5丁目及び網干区新在家の保存樹候補樹木等がある7箇所にある樹木を姫路市自然保護条例の規定に基づき、保存樹に指定等するにふさわしいか否かを審議するもの。

(以降、各視察地において、候補樹木の大きさや同種の保存樹の指定数や平均値、樹木にまつわるエピソード等を資料に基づいて説明)

(2) 会議

ア 議案第1号 保存樹候補樹木の指定についての審議

現地視察及び事務局が準備した資料に基づき、保存樹候補樹木の指定に関して各委員が意見を出し合い、最終的には委員の多数決にて可否を決し、別紙「令和2年度審議結果一覧表」のとおり決定した。

現地視察及び最終審議時に出た主な意見、質問及び多数決の結果は以下のとおり。

(ア) No. 1 クスノキ

四郷町坂元 四郷学院後期課程

[委員の主な意見]

- ・グラウンドの端にあり、道側は擁壁となっており根が伸びず、グラウンド側もネットがあり枝葉をせん定する必要があるため、今後すくすくと育つ可能性は低い。
- ・学校にあり生徒から親しまれている良い木ではあるものの、保存樹指定とまではいかないのではないか。
- ・このクスノキは幹周1.7mと基準は満たしているが、既指定のクスノキの平均幹周3.4mと比較すると細く、印象的とは言い難い。

[多数決の結果]

No. 1 クスノキ 全員が指定不可

(イ) No. 2 ソメイヨシノ

四郷町坂元 四郷診療所

[委員の主な意見]

- ・開花時期はかなりきれいだと思惟でき、幹周2.5mがソメイヨシノとして大きい部類になるのであれば、保存樹に指定したらよいのではないか。
- ・姫路城周辺の立派なソメイヨシノ群と比べると見劣りはするものの、地域の人が管理している単体のソメイヨシノとして評価の対象になると考える。
- ・ソメイヨシノの寿命はきちんと手入れをすれば約100年といわれている。この木は既に結構大きくなっているが、あと10年ぐらひは生きるだろうから、そういう意味では保存の対象になりうる。

- ・この木を保存樹に指定した場合、他に多く存在するソメイヨシノも保存樹に指定するのかという疑問はある。
- ・ソメイヨシノは上にあまり伸びず横に広がる。この木は空間が確保されているため、桜の本来の樹形といえる。ただし保存樹に指定するほどのインパクトは乏しいと思う。
- ・地域の方の話では、この木は60年前の美しい桜並木の残りということなので樹齢は70～90年と推測される。樹形は美しいものの幹が細いように感じる。
- ・地域での管理がよく、また空間もあるので枝ぶりは良いが、保存樹に指定すると難しい。

[多数決の結果]

No. 2 ソメイヨシノ 可1人、否8人により指定不可

(ウ) No. 3 クスノキ

四郷町坂元 四郷学院前期課程

[委員の主な意見]

- ・児童だけでなく地域の住民からも親しまれていることと、校庭の規模に負けていないサイズで圧倒的な存在感があり、学校のシンボルとして相応しい。
- ・下から枝分かれしている点も珍しく姿が美しい。
- ・木の下部に樹皮が捲れて幹がむき出しとなり少し腐敗した部分があるので、そこをコーティングしたほうがよい。
- ・現在、校庭にある保存樹は白浜小学校にあるクスノキなど数少ない。過去に勝原小学校の校庭にあった保存樹は校舎の改築に伴い伐採された。
- ・過去の自然保護審議会において、生物を大切に守るという小学校の環境教育の観点から、各校区に少なくとも1本は保存樹を指定していくという動きになった。校区のシンボリックな意味からもこのクスノキは意義がある。

[多数決の結果]

No. 3 クスノキ 全員が指定可

(エ) No. 4-1～15 クスノキ他計15本

四郷町見野 大年神社

[委員の主な意見]

- ・まず1本の木として審議するのか集合体として審議するのか検討したい。
- ・既指定の保存樹と比較すると単体の木としては小さいので、全体の森として審議した方がよい。
- ・建物や横のスギの影になるなど日のとりあいになっており木が弱く見える。
- ・市内には鎮守の森が数多くありそれらと比較した場合、外から見てあまりこんもりした感じが無い。地形的に丘ではなく平地にあることから、その様に感じられるのかもしれない。
- ・神社内にたくさん植栽されており緑は多いが、1本の木が大きくなる空間が少なくなっている。木は光合成で育つために太陽光が必要であるから、光を求めて上へと伸びる。
- ・森として群生の美を現すには多様な中にもある程度の統一性が必要で、それが全体として緑の景観美となる。
- ・クスノキの森に該当すると思うが、クスノキは保存樹として既に多く指定されているため希少性に欠ける。有名なものでは神戸市の湊川神社のクスノキが見事である。市内では美術館前の保存樹に指定されているクスノキ並木は見応えがある。

- ・鎮守の森はクスノキが一般的であり、大年神社をクスノキの森として保存樹に指定すると、多くの神社の森が指定対象となる。

[多数決の結果]

No. 4 - 1 ~ 1 5 クスノキ他計 1 5 本 (森として多数決) 全員が指定不可

(オ) No. 5 - 1 ヤマザクラ

四郷町見野・奥山 見野古墳群

[委員の主な意見]

- ・下の方から枝分かれした伸びやかな形のヤマザクラは珍しい。ヤマザクラの多くはまっすぐ伸びて上で枝が分かれている印象がある。
- ・道路側から見るとクスノキに隠れている点は残念だが、単体ではスケール感があり形は立派な良い木だ。
- ・ヤマザクラは野生種でその寿命は 200 年以上と長く、またこれまで保存樹指定が無いという点は魅力である。
- ・桜といえばソメイヨシノと思う人が多いが、ソメイヨシノは江戸時代に作られた園芸品種である。
- ・山中には大きいヤマザクラもあると思うが、今のところ見つかっておらず保存樹の指定は無い。そもそも保存樹自体、山中でもハイキングコースや観光客が通るルートなど人が見ることのできる場所にあるものを指定している。ただし人目につかない場所にあっても珍しい木であれば保存樹として保護していくべきと考える。

[多数決の結果]

No. No. 5 - 1 ヤマザクラ 全員が指定可

(カ) No. 5 - 2 クスノキ

四郷町見野・奥山 見野古墳群

[委員の主な意見]

- ・クスノキは既指定の保存樹が多く、この木はもう一回り大きく成長してから対象とすればよいのではないか。
- ・斜面にあって日照条件も良く、住民の方が周囲をきれいに手入れしており、木としては全体的にバランスの良い形をしている。しかし保存樹の指定とまではいかないのではないか。
- ・見野古墳群にはこれからも多くの方が見に来られると思うが、No. 5 - 1 ヤマザクラと比較した場合、保存樹としての希少性があるのかも検討材料としたい。

[多数決の結果]

No. 5 - 2 クスノキ 全員が指定不可

(キ) No. 5 - 3 ヤマザクラ、No. 5 - 4 ヤマザクラ

四郷町見野・奥山 見野古墳群

[委員の主な意見]

- ・No. 5 - 1 ヤマザクラと比較すると印象が薄い。
- ・蔦が絡まることで枝枯れをおこしている。せつかくここまで大きくなっているのが大切にしたい。
- ・見野古墳群は誰が手入れしているのか。また管理者にこの 2 本のヤマザクラの手入れをしてもらうよう伝えてもらえるのか。

[事務局]

- ・基本的には見野自治会が手入れをしており、審議会の意見についてはお伝えでき

ます。

〔多数決の結果〕

No. 5 - 3 ヤマザクラ、No. 5 - 4 ヤマザクラ 全員が指定不可
(ク) No. 5 - 5 エノキ

四郷町見野・奥山 見野古墳群

〔委員の主な意見〕

- ・資料の写真では1本の木に見えたが、現地で見ると独立した2本の木であったので、1本ずつの基準で審議しなければならない。
- ・少し離れて見ると横の古墳とセットになった貴重なレイアウトといえる。
- ・狭い間隔に、横の2本とあわせた4本のエノキが大きくなっていることは珍しく、自然淘汰されずに残っているということは生育環境として適しているといえる。
- ・エノキの既指定保存樹は15本あり平均幹周2.8mと結構太い。エノキは大きくなる木で一里塚の目印として植えられてきた。この木を1本ずつ見ると幹周1.5m程度である。年数を経れば、それぞれの木が大きくなって根元のあたりで合体木となる可能性はある。

〔多数決の結果〕

No. 5 - 5 エノキ 全員が指定不可

〔委員の主な意見〕

- ・事務局へのお願いとして、候補樹木が保存樹に指定されなくとも、各管理者に今後も大切にしていきたいと伝えて欲しい。特に見野古墳群については、木を大切にさせていただくことで古墳の保存と相まってより素晴らしいものになると考える。

〔事務局〕

- ・分かりました。

(ケ) No. 6 ムクノキ

西今宿5丁目 荒神社

〔委員の主な意見〕

- ・遠くから見ても目立つ立派な木である。
- ・根元が板状になってしっかり根付いているが、幹の近くにシロダモが後から生えて大きくなっている。一般的に若い木の方が強く障害となるので、シロダモを伐採したほうがよいと思う。
- ・ムクノキの後ろのイヌマキは真っすぐ伸びた立派な木である。イヌマキはなかなか幹が太くならないが、この木も大切にしたい。上部の枝がムクノキと重なるので枝打ちが必要である。
- ・候補樹木の樹齢は管理者の話によると約530年とのことだが、正確な樹齢の判断はどのようにするのか。
- ・樹齢については幹周で推定できる樹種とそうでない樹種があると考えられる。
- ・残っている資料だけでは一概に樹齢を判断できないこともある。例えば火災にあった木が消失したように見えても、次の世代が同じ所から再び生えてくる場合もあるので、資料だけで単純に樹齢を判断することは難しい。

〔多数決の結果〕

No. 6 ムクノキ 全員が指定可

〔委員の主な意見〕

- ・事務局へのお願いとして、管理者に立派なイヌマキの世話もしていただくことと

シロダモを除去してもらおうよう伝えて欲しい。

[事務局]

- ・分かりました。

(コ) No.7 ユーカリ

網干区新在家 (株)ダイセル

[委員の主な意見]

- ・施設と一体化して見栄えがする。
- ・昭和47年指定のユーカリを審議した時には今回の候補樹木は存在していたのか。

[事務局]

- ・当時の状況は不明である。

[委員の主な意見]

- ・生育場所によって樹木の成長度合いは当然変わってくるが、樹齢は既指定のユーカリと同じぐらいと考えられる。
- ・ユーカリは外来種であるが保存樹指定は認められるのか。

[事務局]

- ・環境省の指定する重点対策外来種等に該当しないのであれば、保存樹指定の対象になると考える。

[多数決の結果]

No.7 ユーカリ 全員が指定可

イ 議案第2号 保存樹の指定解除についての審議

事務局が準備した資料に基づき、保存樹の指定解除に関して各委員が意見を出し合い、最終的には委員の多数決にて可否を決し、別紙「令和2年度審議結果一覧表」のとおり決定した。

最終審議時に出た主な意見、質問及び多数決の結果は以下のとおり。

(ア) No.8 ユーカリ (指定番号25)

網干区新在家 (株)ダイセル

[委員の主な意見]

- ・アオサギの鳥害を受けてユーカリのせん定を行った結果、損傷が著しいとのことであるが、健全な状態に戻すことは困難なのか。
- ・上部の太い幹が枯れている中で、下の小枝が生えてくればよいが、樹齢も古いいため恐らく厳しい。
- ・せん定をしても元気であれば葉が出てくるはずだが生えてきていない。管理者によると指定解除となってもしばらくは木を伐採せずに様子を見るようだ。上部を切ってしまった状態で保存樹として残していくかどうか審議のポイントと考える。

[多数決の結果]

No.8 ユーカリ 全員が指定解除

[委員の主な意見]

- ・事務局へのお願いとして、南側にもう1本立派なユーカリがあるので、その管理も適切にさせていただくよう伝えて欲しい。

[事務局]

- ・分かりました。

[委員の主な意見]

- ・保存樹のせん定の仕方について管理者から事前に相談があるのか。

[事務局]

- ・せん定について補助金の制度があるため、管理者から事前に相談がある場合がほとんどである。また補助金の制度については適時周知している。

[委員の主な意見]

- ・樹種によってはせん定を嫌うものがあるので、樹種の特性を踏まえた適切な管理をしてもらうように事務局から管理者に周知して欲しい。

(イ) No. 9 アラカシ (指定番号 107-2)

夢前町前之庄 八幡神社 (現地視察無し)

- ・大木でかつ地域のご神木として大切にされていたことから平成 26 年に保存樹指定された木である。当時から弱っていたものの地域で維持管理できる間は保存していくということで指定した経緯がある。しかし令和 2 年 9 月の台風により倒木し、放置したままでは危険なため管理者が上部を伐採した結果、見るも無残な姿となっている。

[多数決の結果]

No. 9 アラカシ 全員が指定解除

ウ その他意見等

[委員の主な意見]

- ・自然保護審議会において、保存樹以外にも希少植物等が生育する環境については審議対象となるのか。

[事務局]

- ・審議対象となる。過去に保護地区として、動植物保護地区 1 箇所、自然緑地保護地区 2 箇所が指定されている。

[委員の主な意見]

- ・市内のある地区では野生のリンドウが自生しており、数年前から自治会主体で保護活動を行った結果、着実に増えてきている。他に秋の七草として親しまれているオミナエシも生育している。地区として保護していく必要性を感じているが、大々的に PR をすると貴重な植物を持ち帰る人がいるため、扱いが難しい。
- ・他地区でもリンドウ、ムラサキセンブリ、オミナエシ等が自生している。しかし広く知られるとよそから取りに来る人がいるため公表していない。
- ・市は貴重な環境を保護する使命があると思うが、PR することで逆効果になる恐れもある。一例として市花サギソウがあり、市では自生地を把握しているものの場所が特定できるような発表をすると盗難する人がいる。結果、自生地が減少してしまうという悪影響が生じる。
- ・自然保護審議会としては、保護地区等についても調査し、必要とあれば支援を検討する必要があると考えるがいかがか。

[事務局]

- ・世界的なコロナウイルスのパンデミックによりウイルスの発生原因と推測されている乱開発への反省等から、自然保護や環境について一層関心が高まっていると考えている。本市においても、地域の意向を聞きながら、希少植物等の保護啓発活動と現実的な保全方法とのバランスを考えた上で、保護地区等に関する調査を進めていきたい。